

決 定 書

異議申出人

(住所)

(氏名)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年9月22日付で提起された令和7年9月7日執行の八潮市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、八潮市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人福野未知留（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

本件異議申出の理由を要約すると、次のとおりである。

本件選挙において、選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する」必要がある。

選挙権を有しない者は、法第10条第1項第5号の定めるところにより、「市町村の議会の議員」の被選挙権はなく、立候補することができない。

当選人は、住所地である八潮市 []（以下「現住所」という。）に居住実態がなく、公職選挙法の求める住所要件を満たさない疑義があり、当選無効とすることを求める。

争 点

法第9条第2項は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定している。

また、法第10条第1項第5号は、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件として、本件選挙の選挙期日である令和7年9月7日まで「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有していること」を満たしているかという点にある。

決定の理由

本委員会は本件異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理した。

本委員会は、本件異議申出が当選人の当選無効を求めるものであり、当選人には、法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件異議申出への参加を求めるとともに、本件異議申出書に対する意見書を徴した。

また、申出人及び当選人に対して口頭意見陳述の申立てを確認したところ、当選人からは希望する旨の回答があったため、令和7年11月18日に口頭意見陳述を実施した。一方、申出人からは希望しない旨の回答があった。

さらに、申出人及び当選人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、当選人に対して証言を求めた。加えて、本件審理に関係する機関に証拠物件の提出を求めるなど慎重に審理した。

1 申出人の主張等

当選人は、住所地である現住所に居住実態はなく、法の求める住所要件を満たさない疑義がある。

なお、本委員会は申出人に対し、令和7年10月9日までに関係する証拠物件の提出を求めたが、申出人からは証拠物件の提出はなかった。

2 当選人の主張等

本件異議申出の参加人である当選人が提出した意見書、証拠書類及び口頭意見陳述による当選人の主張を要約すると、次のとおりである。

なお、行政不服審査法第31条第2項に口頭意見陳述は全ての審理関係人を招集してさせるものと規定されていることから、申出人に口頭意見陳述への参加を求めたが、口頭意見陳述への参加はなかった。

(1) 意見の趣旨

本件異議申出を棄却するとの決定を求めるというものである。

(2) 現住所における生活実態について

当選人は、住民票上の住所である現住所に生活の本拠は置いていない。

(3) 生活の本拠について

令和4年1月頃から家族が所有している八潮市 [REDACTED] に
ある4階建てのビル（以下「現居宅」という。）で生活をしていた。

(4) 現住所での生活をやめた経緯

当選人に、ある事案が生じ、その事案が原因となり令和4年1月頃に、
しばらく現住所から離れて生活することを決めた。

(5) 生活を現居宅へ移転した経緯

現居宅は、現住所と同様に八潮市役所まで車で10分ほどの場所に位置
しており、また、当選人も取締役、従業員を務めている会社（以下「A会
社」という。）が事務所を構えているので、生活実態を移す先としては、
非常に便利であった。

(6) 住民票を現居宅へ異動しなかった理由

現住所から現居宅へ住民票を異動しなかった理由は、現住所を離れる原
因となった事案が解決した後は、現住所での生活に戻ることを検討してい
たためである。

なお、意見書等の提出後に本委員会が令和7年11月18日に実施した
証人尋問において、当選人から住民票を現居宅へ異動したとの証言があつ
た。

(7) 現居宅の状況

現居宅の1階が当選人の政治活動用事務所、2階がパソコン教室、3階
及び4階はA会社の執務室となっている。1階には冷蔵庫及び流し台、2
階に当選人が過ごす部屋があり、2階の部屋にはベッドが置かれている。

また、4階には洗濯機が設置してある。

(8) 光熱水費に関する関連行動

入浴については、風呂に頻繁に入ることはなく、普段から、洗髪、洗身
を行わない日の方が多い。

また、入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらうか、公
衆浴場を利用している。

なお、現居宅の4階に風呂場があるものの、4階はA会社の執務室としても使用されており、男性社員が残業していることもあるため、現居宅4階の風呂場は使用していない。

衣類の洗濯頻度は1週間に1回程度まとめて行っており、現居宅4階に設置されている洗濯機で行うが、下着等の洗濯は現居宅1階の政治活動用事務所の台所で済ませることが多い。食事については、自炊はせず、外食やコンビニエンスストアで購入した食品で済ませることが多い。

3 住所の認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定されている。

法第9条第2項における「市町村の区域内に」とは、同一の市町村の区域内という意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えても全て通算される。」（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」）91頁）とされている。また、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれの住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、「現に起臥しているところ」に住所を認定すべき」とされている（前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）93から94頁）。

さらに、判例では、選挙権の要件としての住所は、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）と判断されている。

このような観点から、本委員会は、これらの判決等の内容を判断基準として、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件として、本件選挙の選挙期日まで「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有していたか」について判断する。

4 本委員会が認定した事実

（1）住民基本台帳法第34条に基づく調査結果

令和7年9月25日付で八潮市長に対して住民基本台帳法第34条に基づく調査を依頼したところ、令和7年10月15日に回答があり、調査の結果、当選人は現住所には居住していないとのことであった。

また、当選人に聞き取り調査を行ったところ、当選人からは令和4年1月頃から現居宅に居住している旨の回答があったとのことである。

(2) 住民基本台帳上の届出状況

本委員会が令和7年11月18日に実施した証人尋問において、当選人から住民票を現居宅へ異動したとの証言があった。

このため令和7年11月19日付けで八潮市長に対して当選人の住民票の提出を依頼したところ、当選人は昭和62年12月に草加市から現住所へ転入し、その後、令和7年10月23日付の転居の届出により令和4年1月26日に遡って現居宅へ住民票を異動しており、現在の住民基本台帳上の住所は現居宅となっている。

(3) 現住所の水道の使用状況

使用期間	使用量
令和7年2月7日 ～4月7日	8 m ³
令和7年4月8日 ～6月7日	3 m ³
令和7年6月8日 ～8月5日	2 m ³
令和7年8月6日 ～10月6日	3 m ³

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、2人世帯の1か月当たりの平均使用水量は14.9 m³、2か月当たりに換算すると、29.8 m³である。令和7年2月7日から同年10月6日の使用量は平均を大きく下回っており、平均使用量の約13.4%となっている。

(4) 現居宅の電気、水道及びガスの使用状況

現居宅はA会社等の事務所としても使用していることから、電気、水道及びガスの使用量は当選人の生活に係る部分だけでなく、A会社等の事務所の使用量も含まれている。

なお、契約している電気会社のデータ保有期間は2年間のため、電気の使用証明書は2年間分しか提出されていない。

ア 電気の使用状況

検針日	使用量
令和5年8月25日	3, 560 kwh
令和5年9月25日	2, 722 kwh

令和5年10月25日	1, 562 kwh
令和5年11月25日	1, 900 kwh
令和5年12月25日	2, 814 kwh
令和6年1月25日	2, 836 kwh
令和6年2月25日	3, 223 kwh
令和6年3月25日	3, 110 kwh
令和6年4月25日	1, 798 kwh
令和6年5月25日	1, 346 kwh
令和6年6月25日	1, 742 kwh
令和6年7月25日	2, 791 kwh
令和6年8月25日	3, 652 kwh
令和6年9月25日	3, 182 kwh
令和6年10月25日	1, 485 kwh
令和6年11月25日	1, 920 kwh
令和6年12月25日	2, 824 kwh
令和7年1月25日	3, 074 kwh
令和7年2月25日	3, 639 kwh
令和7年3月25日	2, 941 kwh
令和7年4月25日	2, 006 kwh
令和7年5月25日	1, 383 kwh
令和7年6月25日	1, 950 kwh
令和7年7月25日	3, 046 kwh
令和7年8月25日	3, 252 kwh
令和7年9月25日	4, 057 kwh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1人世帯の1か月当たりの平均電気使用量は186 kwh、戸建住宅の1人世帯の1か月当たりの平均電気使用量は219 kwhである。

イ 水道の使用状況

使用期間	使用量	増減
令和3年6月2日 ～8月2日	48 m ³	
令和3年8月3日 ～10月2日	51 m ³	

令和3年10月3日 ～12月1日	4 6 m ³	
令和3年12月2日 ～令和4年2月1日	4 4 m ³	
令和4年2月2日 ～4月1日	5 5 m ³	
令和4年4月2日 ～6月1日	4 5 m ³	
令和4年6月2日 ～8月1日	4 8 m ³	0 m ³
令和4年8月2日 ～10月1日	4 3 m ³	▲ 8 m ³
令和4年10月2日 ～12月1日	4 8 m ³	2 m ³
令和4年12月2日 ～令和5年2月1日	4 4 m ³	0 m ³
令和5年2月2日 ～4月3日	5 1 m ³	▲ 4 m ³
令和5年4月4日 ～6月1日	4 3 m ³	▲ 2 m ³
令和5年6月2日 ～8月1日	4 2 m ³	▲ 6 m ³
令和5年8月2日 ～10月3日	3 9 m ³	▲ 1 2 m ³
令和5年10月4日 ～12月2日	4 2 m ³	▲ 4 m ³
令和5年12月3日 ～令和6年2月1日	4 0 m ³	▲ 4 m ³
令和6年2月2日 ～4月1日	5 2 m ³	▲ 3 m ³
令和6年4月2日 ～6月1日	6 1 m ³	1 6 m ³
令和6年6月2日 ～8月1日	4 4 m ³	▲ 4 m ³
令和6年8月2日 ～10月1日	4 0 m ³	▲ 1 1 m ³

令和6年10月2日 ～12月2日	4.5 m ³	▲ 1 m ³
令和6年12月3日 ～令和7年2月1日	4.6 m ³	2 m ³
令和7年2月2日 ～4月2日	4.7 m ³	▲ 8 m ³
令和7年4月3日 ～6月2日	4.1 m ³	▲ 4 m ³
令和7年6月3日 ～8月1日	4.2 m ³	▲ 6 m ³
令和7年8月2日 ～10月2日	4.1 m ³	▲ 10 m ³

※「増減」欄は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの同期間との使用量について比較している。

令和4年6月2日から令和7年10月2日までの使用量と令和3年6月2日から令和4年6月1日までの同期間との2か月ごとの使用量を比較すると、20回のうち増加しているのが3回、減少しているのが15回、増減なしが2回である。

また、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1人世帯の1か月当たりの平均使用水量は8.1 m³、2か月当たりに換算すると、16.2 m³であり、増加量が16.2 m³を超えた期間はなかった。

ウ ガスの使用状況

検針日	数量	増減
令和3年6月22日	0.9 m ³	
令和3年7月26日	0.6 m ³	
令和3年8月24日	0.3 m ³	
令和3年9月24日	0.3 m ³	
令和3年10月26日	0.6 m ³	
令和3年11月22日	1.4 m ³	
令和3年12月24日	3.2 m ³	
令和4年1月24日	2.3 m ³	
令和4年2月21日	2.8 m ³	
令和4年3月22日	2.3 m ³	
令和4年4月23日	2.0 m ³	

令和4年5月21日	1. 1 m ³	
令和4年6月26日	1. 3 m ³	0. 4 m ³
令和4年7月26日	0. 2 m ³	▲ 0. 4 m ³
令和4年8月24日	0. 1 m ³	▲ 0. 2 m ³
令和4年9月25日	0. 1 m ³	▲ 0. 2 m ³
令和4年10月25日	0. 1 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和4年11月27日	1. 7 m ³	0. 3 m ³
令和4年12月23日	2. 4 m ³	▲ 0. 8 m ³
令和5年1月22日	2. 0 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和5年2月22日	3. 2 m ³	0. 4 m ³
令和5年3月26日	2. 7 m ³	0. 4 m ³
令和5年4月23日	1. 7 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和5年5月22日	0. 9 m ³	▲ 0. 2 m ³
令和5年6月22日	1. 0 m ³	0. 1 m ³
令和5年7月23日	0. 3 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和5年8月22日	0. 0 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和5年9月23日	0. 1 m ³	▲ 0. 2 m ³
令和5年10月22日	0. 1 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和5年11月23日	0. 7 m ³	▲ 0. 7 m ³
令和5年12月23日	1. 6 m ³	▲ 1. 6 m ³
令和6年1月20日	1. 5 m ³	▲ 0. 8 m ³
令和6年2月24日	2. 4 m ³	▲ 0. 4 m ³
令和6年3月24日	1. 8 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和6年4月24日	1. 4 m ³	▲ 0. 6 m ³
令和6年5月24日	0. 6 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和6年6月23日	0. 4 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和6年7月22日	0. 1 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和6年8月24日	0. 0 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和6年9月24日	0. 0 m ³	▲ 0. 3 m ³
令和6年10月24日	0. 1 m ³	▲ 0. 5 m ³
令和6年11月24日	0. 6 m ³	▲ 0. 8 m ³
令和6年12月25日	2. 4 m ³	▲ 0. 8 m ³
令和7年1月25日	1. 9 m ³	▲ 0. 4 m ³
令和7年2月23日	1. 7 m ³	▲ 1. 1 m ³
令和7年3月24日	2. 9 m ³	0. 6 m ³
令和7年4月23日	2. 1 m ³	0. 1 m ³

令和7年5月24日	0. 8 m ³	▲0. 3 m ³
令和7年6月22日	0. 4 m ³	▲0. 5 m ³
令和7年7月26日	0. 1 m ³	▲0. 5 m ³
令和7年8月27日	0. 1 m ³	▲0. 2 m ³
令和7年9月27日	0. 1 m ³	▲0. 2 m ³

※「増減」欄は、令和3年6月分から令和4年5月分までの同期間との使用量について比較している。

令和4年6月分から令和7年9月分までの使用量と令和3年6月分から令和4年5月分までの同期間との使用量を比較すると、40月のうち増加しているのが7月、減少しているのが3・3月である。

また、東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1人世帯の1か月当たりの平均ガス使用量は15 m³、戸建住宅の1人世帯の1か月当たりの平均ガス使用量は20 m³であるが、増加量が15 m³を超えた月はなかった。

(5) ガソリンスタンドの利用状況

利用日	利用場所	給油量
令和7年5月1日	八潮市内ガソリンスタンドA	22. 53ℓ
令和7年5月15日	八潮市内ガソリンスタンドA	36. 00ℓ
令和7年5月23日	八潮市内ガソリンスタンドA	35. 05ℓ
令和7年5月29日	八潮市内ガソリンスタンドA	34. 50ℓ
令和7年6月9日	八潮市内ガソリンスタンドA	33. 96ℓ
令和7年6月20日	八潮市内ガソリンスタンドA	38. 01ℓ
令和7年7月2日	八潮市内ガソリンスタンドA	31. 42ℓ
令和7年7月10日	八潮市内ガソリンスタンドA	38. 01ℓ
令和7年7月28日	八潮市内ガソリンスタンドA	31. 03ℓ
令和7年8月9日	八潮市内ガソリンスタンドA	32. 00ℓ
令和7年8月20日	八潮市内ガソリンスタンドA	27. 17ℓ
令和7年8月29日	八潮市内ガソリンスタンドA	36. 90ℓ
令和7年9月10日	八潮市内ガソリンスタンドA	37. 83ℓ
令和7年9月20日	八潮市内ガソリンスタンドA	32. 52ℓ
令和7年9月26日	八潮市内ガソリンスタンドA	27. 74ℓ

(6) 生活に係る支払い関係書類

当選人から本委員会に令和7年5月10日から同年9月9日までの期間にコンビニエンスストアでクレジットカードを利用して食品等を購入した際の利用明細が提出されている。その内容を見ると、37回クレジットカ

ードを利用しており、そのうち28回は八潮市内にある店舗のものであり、残りの9回は草加市が6回、東京都足立区が3回である。

また、令和7年6月から同年9月分までの新聞購読の領収書も併せて提出されているが、住所の記載はなく領収書の宛名はA会社であった。

(7) 現居宅における生活に係る写真

当選人から現居宅の写真が提出されており、その内容は、冷蔵庫、流し台、ベッドの写真及び現居宅2階にある当選人が過ごす部屋の周辺写真である。

(8) 八潮市との地縁関係

当選人は、八潮市[REDACTED]町会に加入しており、同町会役員を6年以上務めている。

(9) 当選人への証人尋問での本委員会に対する証言

ア 現居宅での生活について

起床時間は早く、午前3時から午前4時までの間に起床する。その後、現住所に郵便物を取りに行き、遅くとも午前5時までには現居宅に戻ってきてている。その後は、A会社の駐車場に面した歩道が狭いため、来社する方のために駐車場周辺の雑木を切ったりしていることが多い。午前8時には八潮市役所に登庁し、市議会議員の業務が終われば現居宅に帰る。

また、A会社の業務がある日は、一日中、事務所で過ごしている。

就寝時間はまちまちであるが、起床時間が早いため、だいたい午後8時頃には眠りについていると思う。

イ 母親の住所について

現住所で生活していた時は、母親と同居していたが、現居宅では母親と同居はしていない。母親は東京都に住んでいる妹と一緒に暮らしている。

また、妹は結婚しており、夫と子供もいるので、私が妹の住所で生活しているということはない。

ウ 入浴について

入浴の頻度は月に1、2回程度である。その理由は、幼少の頃からアトピー性皮膚炎を患っており、洗身すると首などの肌が荒れ、出血して

しまうので、普段はシャワーを浴びることや入浴はせず、清拭で済ませている。

また、髪を結い上げており、洗髪しない方が髪を整えやすいため、清拭をする際に洗髪をすることはない。

知人の風呂場を利用させてもらったきっかけは、知人から爪などが汚れていると言われ、話の流れから現住所を離れる原因となった事案の話をした。さらに現居宅で入浴しない理由についても話したところ、風呂場を貸してくれるということになった。

知人宅の風呂場を利用させてもらった回数は3、4回程度であり、それ以外は、公衆浴場を利用している。

なお、現在は風呂場を利用させてもらうことは止めており、東京都足立区にある公衆浴場のみ利用するようにしている。現金で料金を支払っているが、その領収書は見つからなかった。

エ ガソリンスタンドの利用状況について

疲れてエンジンをかけたまま車で寝てしまうことがあること、また、令和5年9月から令和7年9月まで八潮市議会議長を務めていたが、公務の際には、議長車を使用せず自家用車で公務先まで行くことが多かった。

さらに、母親が八潮市[]協会に所属しており、会合などの際に母を妹の家から送迎することもある。

加えて、日用品などの買物は、東京都足立区、川口市及び草加市などの店舗を利用していた。

以上のような理由からガソリンの使用量が多く、給油頻度、給油量が多くなったのだと思う。

オ 現居宅での水道及びガスの使用量について

現居宅に居住を開始した令和4年1月以降の水道及びガスの使用量が増加していない理由は、現居宅はA会社の事務所等としても使用しており、自身の生活に係る光熱水費とA会社の事務所等として使用した光熱水費を明確に区分することができない。このため、自身の生活に係る光熱水費がA会社等の経費となってしまうのは申し訳ないと考え、電気、水道、ガスは極力使用しないように心がけていたためだと思う。

(10) 本委員会が行った周辺住民等への聞き取り調査

ア 現居宅周辺の住人に対する聞き取り調査

本委員会が現居宅周辺の住民に聞き取り調査を実施した結果、ある住民

は、「家族が午前4時か午前5時頃に散歩に出かけるが、その際に当選人が現居宅周辺で草むしりや掃除をしているところを頻繁に見かける」、「自分の家からは現居宅の上階の様子は伺えないが、午前5時か午前6時頃に1階の電気がついていることはよくある」とのことであった。

なお、いつ頃からそのような状況であったかを尋ねると、「1年前頃からだと思うが少なくとも半年前には、そのような状況であった」とのことであった。

一方、他の住民は、「当選人は選挙のときには挨拶に来たが、現居宅周辺で見かけることはほとんどない」とのことであった。

また、住宅の位置関係から、「早朝や夜遅くに現居宅の電気がついていたかどうかは、分からぬ」とのことであった。

イ 風呂場を利用させていたとされる知人に対する聞き取り調査

風呂場を利用させたきっかけは、当選人の爪などが汚れていたことがあり、心配して「大丈夫ですか」と声をかけたところ、当選人が現住所を離れる原因となった事案の話をしてくれた。さらに現居宅で入浴できていないという話をしてくれた。

その話があったため、当選人に「良ければ自宅の風呂を利用してください」と伝えた。

頻度としては、数回程度だったと思う。最初に風呂場を利用させたのは、令和4年1月頃だったと記憶している。自分は母と兄と同居しているため、母と兄の二人が不在の時に風呂場を利用させていた。また、当選人は風呂にあまり入らない性分であるとの話をしていた。

ウ 八潮市議会事務局職員への聞き取り調査

当選人は令和5年9月から令和7年9月まで八潮市議会議長を務めており、就任時に公務で出張をする際の議長車の送迎場所を確認したところ、現住所ではなく、現居宅を指定していた。

また、当選人は公務の際に自家用車を使用することが多く、議長車を使用することは少なかったが、運行を委託している会社に確認したところ、現居宅に送迎をしていたとのことであった。

エ 現居宅にあるA会社の従業員に対する聞き取り調査

当選人が現居宅で実際に起臥しているところを直接見たことはないが、そのような雰囲気は感じていた。また、当選人から現居宅2階で生活しているという話を聞いたことがある。その話を聞いた時期は、令和4年以降であるが最近のことではない。

出社が早い従業員は午前7時頃に出社しているが、当選人は朝早く出かけていることもあるため、従業員の出社時には現居宅にいることもあるし、いないこともある。

従業員が退社する際に当選人がいない場合は、従業員が現居宅の施錠をするが、施錠はほとんど当選人が行い、従業員が行うことは少ない。

5 本委員会の判断

住民基本台帳法第34条に基づく調査の結果及び水道使用量を見ても、申出人の主張及び当選人が認めているとおり、当選人は現住所には居住していないことがうかがえる。

また、当選人は、令和4年1月頃から現居宅で生活していたと主張するが、判例では、選挙権の要件としての住所は、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」と判断されている。

このため、当選人が令和4年1月頃から居住していたと主張する現居宅に客観的に生活の本拠たる実態を具備しているかを考察する。

一般に生活の本拠といえる場所で居住するためには、当該場所で日常生活を営むに足りる最低限の行為を行うことができなければならず、この最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、入浴といったものが含まれる。

そして、これらの行為を行うためには、当該場所において電気、水道又はガス等を使用することが当然想定される。また、これらを使用しなくとも、日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

そこで、当選人が本件選挙の選挙期日である令和7年9月7日まで、引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有していたか、つまり、令和7年6月7日から同年9月7日までの期間、上記のような日常生活を営むに足りる最低限の行為を行い得たか否かについて検討する。

(1) 住民基本台帳法上の届出状況について

住民登録は重要な客観的事実の一つであり、生活の本拠を示す重要な要素である。住民登録は、住民の居住関係を明らかにする制度で、生計の活動拠点を公的に認める手段であり、方法である。

当選人は、令和7年10月23日に令和4年1月26日に遡って、現居宅への転居の届出を行い、現居宅へ住民票を異動している。

しかしながら、判例において選挙権の要件としての住所は、「客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより決すべきものと解するの

が相当である。」と判断されているため、現居宅に住民登録があることをもって、現居宅に居住していたとは認められない。

(2) 電気の使用状況について

現居宅の電気使用量を見ると、東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査による1人世帯の1か月当たりの平均電気使用量を大きく上回っていることが認められる。

しかし、現居宅は日中、A会社等の事務所として使用していることから、電気使用量は相当なものになることが考えられる。

のことから、電気の使用量だけをもって、現居宅に居住していたとは認められない。

(3) 水道の使用状況について

現居宅の水道使用量を見ると、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査による1人世帯の1か月当たりの平均使用水量を上回っていることが認められる。

しかし、当選人が現居宅に居住を開始したと主張している令和4年1月以降とそれ以前の期間の水道使用量を比較してみると、使用量が増加している期間はほとんどなく、減少している期間が多い。

また、東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査による1人世帯の平均使用量を超える増加をしている期間はない。

しかし、当選人の主張どおり、入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらう又は公衆浴場を利用し、かつ、衣類の洗濯頻度は1週間に1回程度であったとしたなら、水道使用量の増減には、A会社等の事務所としての使用量が大きく影響することとなる。

このため、当選人が現居宅に居住を開始したと主張する令和4年1月以降の水道使用量が、それ以前の期間より減少する可能性がないと断定することはできない。

(4) ガスの使用状況について

当選人は、令和4年1月頃から現居宅に居住していたと主張している。当選人が現居宅に居住を開始する前後でガスの使用量を比較してみると、使用量が増加している月はほとんどなく、むしろ減少している月が多い。

また、東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査による1人世帯の1か月当たりの平均ガス使用量を超える増加をしている月がないだけでなく、ガスの使用実績がほとんどないことが認められる。

しかし、当選人の主張どおり、入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらう又は公衆浴場を利用し、かつ、食事については、自炊はせず、外食やコンビニエンスストアで購入した食品で済ませることが多いとすれば、それほど不自然なことではないと認められる。

(5) ガソリンスタンドの利用状況について

当選人は、現居宅から約2キロメートルに位置する八潮市内のガソリンスタンドAにおいて、頻繁に給油している。ガソリンスタンドの選択において、自宅から近いという要素は重要なものであることから、令和7年5月1日から同年9月26日までの間、当選人が現居宅において居住していたことを、直接的ではないにせよ、間接的に示すものである。

(6) 生活に係る支払いについて

当選人がコンビニエンスストアでクレジットカードを利用して食品等を購入した際の利用明細を見ると、八潮市内のコンビニエンスストアを多く利用しており、令和7年5月10日から同年9月9日までの間、八潮市内で買物をしていたことがうかがえる。

このことは、当選人が現居宅において居住していたことを、直接的ではないにせよ、間接的に示すものである。

また、新聞購読の領収書については、住所の記載がなく宛名がA会社であるため、選挙人が現居宅に居住していることを示す事実とはいえない。

(7) 現居宅の状況について

当選人から資料として現居宅の写真が提出されており、写真の内容はベッド、冷蔵庫、流し台である。また、本委員会は、当選人立ち会いのもと、トイレ、流し台、洗濯機、浴室、電子レンジなど生活に必要な設備が具備されていた状況であることを現地で確認しており、現居宅は起臥できる状態であることが認められる。

(8) 八潮市との地縁関係

当選人は、八潮市[REDACTED]町会に加入しており、同町会役員を6年以上務めているが、当該町会は当選人の現居宅が属する町会ではなく、この事実をもって現居宅に居住していたと認めることはできない。

(9) 本委員会が行った周辺住民等への聞き取り調査について

ア 現居宅周辺の住人に対する聞き取り調査

現居宅周辺のある住人から「1年前、少なくとも半年前頃から早朝に現居宅周辺の掃除をしている当選人を頻繁に見かける」また、「早朝に現居宅1階の電気がついていることがよくある」との証言が得られている。

この証言の内容は、当選人が証人尋問においてした「朝早くに現居宅周辺で雑木を切ったりすることが多い」との証言と合致している。

一方で、他の周辺住人からは「現居宅周辺で当選人を見かけることはほとんどない」との証言も得られているが、当選人を頻繁に見かけるかどうかは、聞き取りを行った住民の生活様式などによって異なる可能性がある。

なお、現居宅は当選人が取締役、従業員を務めるA会社の事務所でもあるため、生活の本拠でなくとも、現居宅周辺で当選人を見かけることはあるものと考えられるが、頻繁に当選人を早朝に見かけるとのことであり、一般的に、早朝の午前4時から午前5時の間に会社に通勤し、会社周辺の掃除等を行うことは考えにくく、当選人は現居宅で起臥していたものと推察できる。

イ 風呂場を利用させていたとされる知人に対する聞き取り調査

当選人に風呂場を利用させたきっかけは、当選人より現住所を離れる原因となった事案の話をされたからであり、また、その時期は令和4年1月頃であったとの証言が得られている。

この証言の内容は、当選人が証人尋問においてした証言及び当選人から提出された意見書の内容と合致するものであるが、当選人の知人であることから、その信用性については減じて考えざるを得ない面もある。

ウ 八潮市議会事務局職員への聞き取り調査

八潮市議会議長を務めていた時、公務で出張をする際の議長車の送迎場所に現居宅を指定していたこと、また、議長車の運行を委託している会社が現居宅へ送迎していたとのことである。

一般的には、自宅周辺を送迎場所に指定するものと考えられることから、当選人は現居宅に居住していたことが推察できる。

エ 現居宅にあるA会社の従業員に対する聞き取り調査

当選人が現居宅で起臥しているところを直接見たわけではないが、そのような雰囲気は感じていた、また、当選人から、現居宅2階で生活しているという話を聞いたことがあるとのことである。

さらに、現居宅の施錠は、ほとんど当選人が行っているとのことであり、これらの証言からは当選人が現居宅に居住していたことが推察できる。

しかし、当選人はA会社の取締役であり、従業員との関係は雇用関係に近いものであることから、その信用性については減じて考えざるを得ない面もある。

(10) 小括

以上のことから、当選人の現居宅は生活の本拠として起臥できる状態であり、現居宅において電気及び水道を継続的に使用していたことが客観的に認められる。

なお、現居宅における水道及びガスの使用状況は、当選人の居住を認めに足りるものではないが、当選人が主張しているような生活様式を前提とするならば、さほど不自然とはいえない。また、当選人の主張と提出された資料等を考察すると齟齬が生じていることもない。

さらに、現居宅の周辺住民からの聞き取り調査によると、1年、少なくとも半年程前から、頻繁に当選人を早朝に見かけることがある旨の証言が得られていることに加え、八潮市議会事務局職員から公務の際に現居宅へ送迎していたとの証言も得られている。また、給油伝票及びクレジットカードの利用明細から当選人は現居宅で居住していたことが推察される。

一方で申出人の主張は、当選人が現住所に居住しておらず、本件選挙の被選挙権に疑義があるというものであるが、当選人は現住所に居住していないことは認めている。また、申出人の主張には、現住所において当選人の生活の本拠がなかったとしたらその本拠はどこにあったのかという主張はされておらず、当選人の現居宅に生活の本拠があったという主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張がなされていない。

本委員会としては、これらのことと総合的に判断し、当選人は、現居宅を自らの生活の本拠として起臥していたと推認し、当選人が本件選挙の選挙期日までの間、引き続き3箇月以上八潮市に住所を有していて、本件選挙における被選挙権を有していたと判断するものである。

6 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年12月22日

八潮市選挙管理委員会
委員長 昼間 悅子

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。